

森林整備業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領

第1 目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、苦情処理の手続きについて定めるものである。

第2 対象となる業務

本要領による苦情処理の対象となる業務は、森林整備業務のうち、原則として以下のとおりとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないものを除く。

- （1）一般競争入札方式によった業務（工事及び委託）
- （2）指名競争入札によった業務（工事）
- （3）随意契約によった業務（工事）

第3 一次苦情申立て

1 入札参加資格がないと認めた者に対する理由等の通知

知事は、一般競争入札において、入札参加資格確認申請書を提出した者のうち当該工事について入札参加資格がないと認めた者に対して、資格がないと認めた理由を「山梨県電子入札システム」により通知、又はインターネットにより、「山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービス」ホームページ「入札結果」で公表するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

（1）一般競争入札

入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないとされた者で、当該理由に対して不服がある者は、知事に対して参加資格がないとした理由についての説明を求めることができる。

（2）指名競争入札

当該入札と同一の業務種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、知事又は事務所長（以下知事等という。）に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

（3）随意契約方式

当該契約と同一の業務種別に登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、知事等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、インターネットにより、「山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービス」ホームページ「質疑応答」から質問すること。

- (1) 第3のうち2(1)に掲げる苦情にあつては、知事が入札参加資格の確認結果を通知した日(この日以降に入札参加資格がないとされた者は、入札結果の公表を行った日)の翌日から起算して7日(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内
- (2) 第3のうち2(2)に掲げる苦情にあつては、知事等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから5日(休日を含まない。)以内
- (3) 第3のうち2(3)に掲げる苦情にあつては、知事等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、知事等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して、第3のうち2(1)に掲げる苦情にあつては10日、その他の苦情にあつては5日(休日を含まない。)以内にインターネット「山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービス」ホームページ「回答検索」(以下「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 苦情の申立ての却下

知事等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象業務に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、入札公告に第3のうち2(1)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 指名競争入札方式にあつては、第3のうち2(2)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。
- (3) 随意契約方式にあつては、第3のうち2(3)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

7 苦情処理手続に係る明示

第3のうち1から4に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本要領により対象となる業務に限るものとする。

- (1) 第3のうち2(1)に係る手続については、入札公告に記載すること。
- (2) 第3のうち2(2)及び2(3)に係る手続については、「山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービス」ホームページ「質疑応答」において明示すること。

8 苦情処理結果の公表

知事等は、インターネットにより、「山梨県公共事業情報公開サービス」ホームページ「質疑応答」から回答するとともに、公表するものとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第3のうち4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、知事等から第3のうち4の回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、書面により知事に対して行うことができるものとする。
なお、書面の提出先は、森林環境部森林環境総務課とする。
- (2) 再苦情の申立てがあった場合は、知事は、速やかに、「入札監視委員会設置要綱」(平成13年10月12日付け土総3第10-7号。以下「入札監視委員会要綱」という。)により設置される入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、入札監視委員会要綱によるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

知事は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは各委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い知事等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内(休日を含まない。)にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

第3のうち4の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

第4のうち1から3に係る手続については、第3の4の回答書中に記載して明示するほか、7の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

知事は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附則

本要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則

本要領は、平成25年5月21日より施行する。

附則

本要領は、平成26年10月2日より施行する。